1.警告表示

ここに示した注意事項は、製品を安全に正しくお使いいただき、お使いになる人や他の人への危害や損害を未然に防止するためのものです。また、注意事項は危害や損害の大きさと切迫の程度を明示するために、誤った取り扱いをすると生じることが想定される内容を「警告」「注意」「禁止」「強制」の4つに区分しています。いずれも、安全上に関する重要な内容ですので、必ず守ってください。

表示の意味

警　告	この表示の欄は、取り扱いを誤った場合、使用者が「死亡または重傷を負う可能性が想定される」内容です。
注　意	この表示の欄は、取り扱いを誤った場合、使用者が「傷害を負ったり、物的損害を負う可能性が想定される」内容です。
禁　止	この表示の欄は、「安全上してはいけない危険行為および保証範囲外の行為を表す」内容です。
強　制	この表示の欄は、「使用者に必ず実行していただく」内容です。

⚠ 警　告

●安全で快適にご使用いただくために、必ずこの「取扱説明書」をよく読み、理解してからご使用ください。

●間違った取り扱いや調整は事故につながる危険があります。警告、禁止、注意、強制事項を必ず守ってください。

●乗車直前の「日常点検」と「2ヶ月以内、6ヶ月以内、1年ごとの定期点検」を必ず実施してください。

●幼児用座席をご使用になる時は使用する時の条件に従ってご使用ください。(使用になる時の注意は6頁をお読みください。)

●マウンテンバイク類型車には自転車に使用上の注意事項が貼付されていますので、よく読んでご使用ください。(一般道路以外での使用を禁止する旨の注意事項)

●取り扱いがわからない時はお買い求めの販売店にご相談ください。

2.各部の名称

シティ車（軽快車）

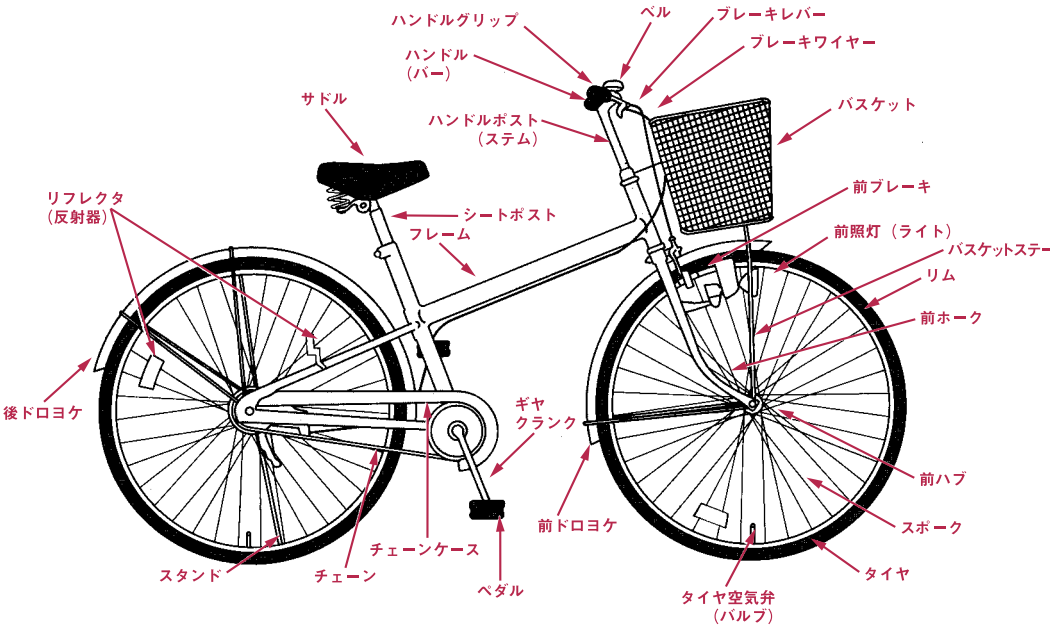

子供・幼児車

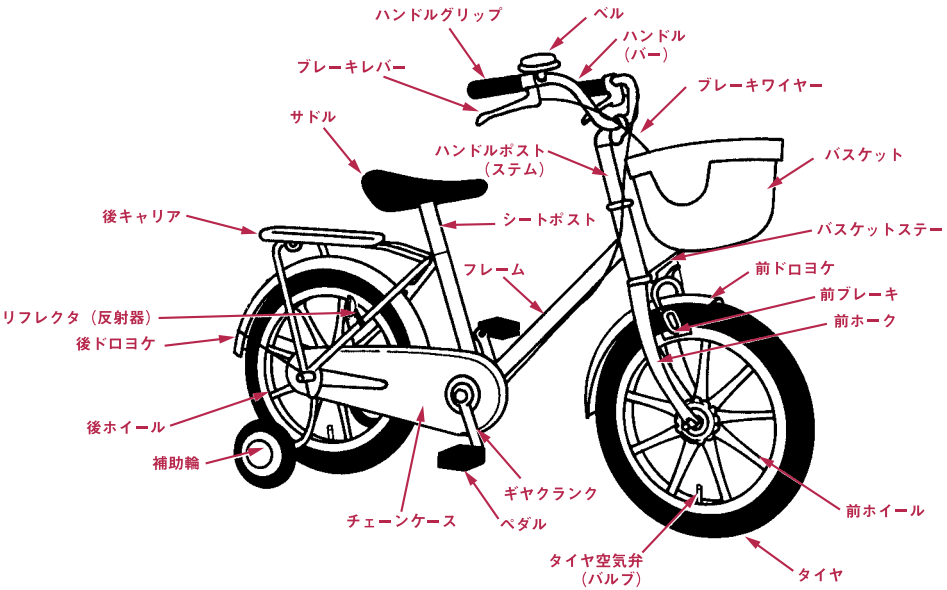

シティ車（スポーツ車）

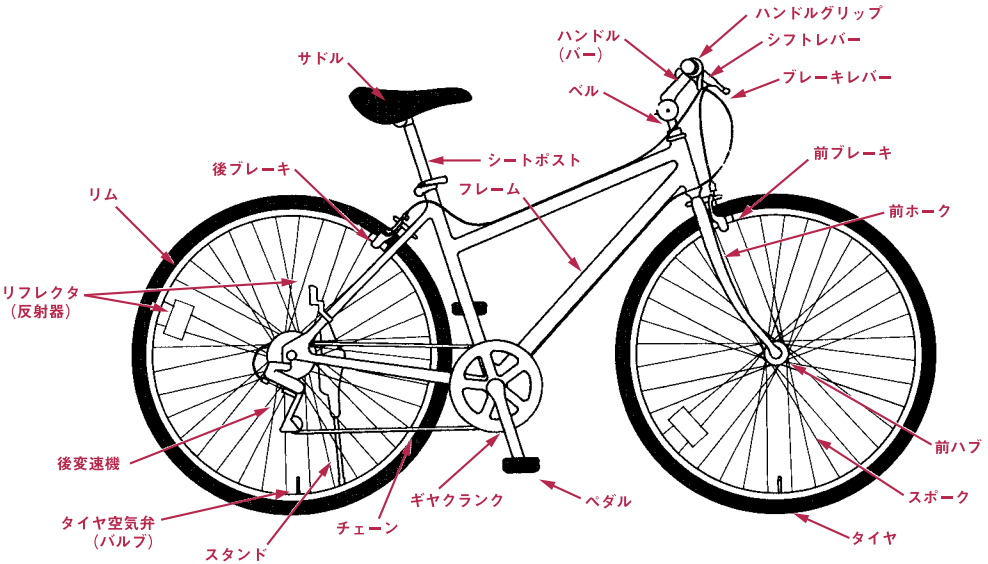

マウンテンバイク類型車（ATB車）

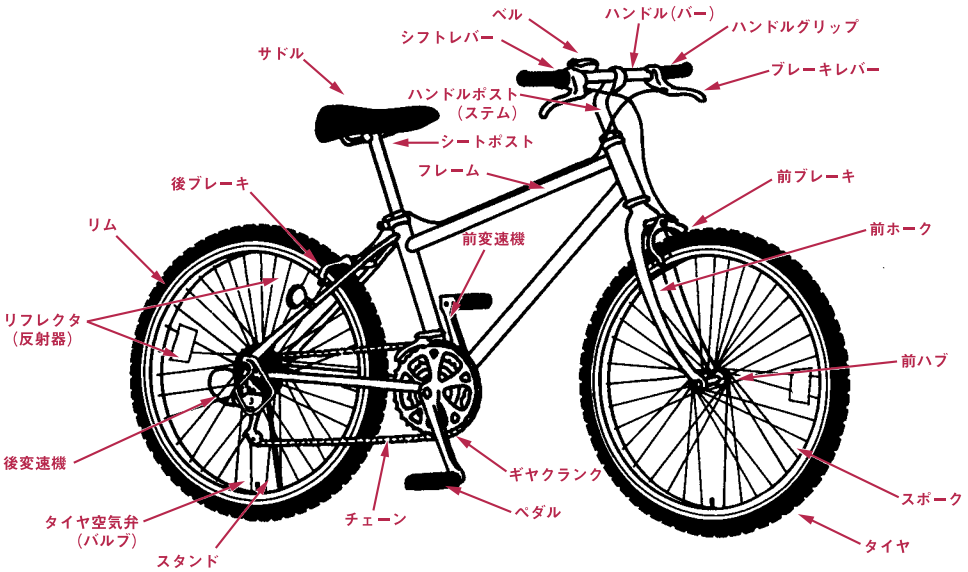

3.正しい使用条件

標準適応身長

●身長に合った自転車の調整は、サドルにまたがり両足先が地面につくように調整することが適当です。サドルの高さを調整しても両足先が地面につかないものや、足が余るようなものは正しい調整とはいえません。右の表を参考にサドル高さの調整目安にしてください。

わからない時は販売店に相談してください。

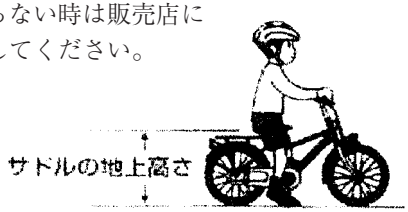

■サドルの高さの目安

サドル地上高さ(cm)	適正身長(cm)
45	90
50	100
55	110
60	120
65	130
70	140
75	150
80	160
85	170
90	180

標準適応身長

●自転車にまたがって立ったとき、股下とフレームの上パイプ(トップチューブ)との間に5cm以上の余裕をもってください。
(ダイヤモンド型フレームの場合)

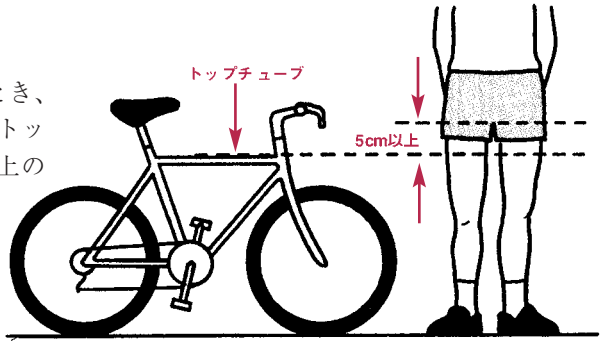

●サドルになるべく近い位置に立ち、パイプ(トップチューブ)が股に当たるまで前車輪を持ち上げる。このとき地面と前車輪の間隔が、12～13cmなら最適。
(ダイヤモンド型フレームの場合)

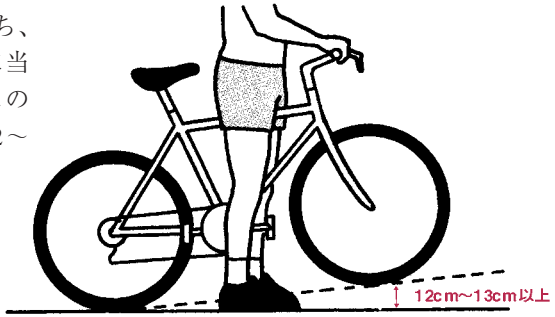

●サドルの高さは、ペダルに足を乗せたとき、膝にやや余裕ができるように調整できること。小さい方や初心者の方は、サドルを一番下げた状態でサドルにまたがり、両足がべったり地面につくこと。

★以上、3つのポイントに注意し、分からないことがあったら販売店に十分相談してください。

正常な乗車姿勢

正常な乗車姿勢をとれるよう、ハンドルとサドルの高さを乗車する人に合わせてください。疲れず、安全に乗るには、無理のない乗車姿勢が基本です。サドルにすわり、両足をペダル、両手をハンドルグリップにおいて、

①ペダリングが円滑にできる。

②ブレーキの制動操作が容易にできる。

③ハンドルの操縦操作が容易にできる。

以上のようにサドル、ハンドルの位置を適正に調整してください。
(サドルとハンドルの高さを販売店で調整してもらってください。)

車種別の常用速度と標準積載量

一般用自転車及び幼児用自転車の諸元は、下表のとおりです。ただし、車重及び使用条件は参考値です。

車種			スポーツ車	シティ車	コンパクト車	子供車	幼児車
車輪の径の呼び			20以上28以下		20以下	24以下	18以下
参考	使用条件	積載荷重(注1)(質量)kg	10	15	10	5	——
		常用速度km/h	15～25	10～20	10～15	8～18	5～8
		乗員体重(注2)(質量)kg	65			40	20

(注1) 積載荷重は、その自転車の積載装置に対する望ましい許容質量(最大積載荷重)を示します。また、積載の大きさの限度は、積載装置の幅、長さに10cmを加え、高さ30cmとします。(特に幼児用座席は、積載荷重オーバーになりがちな為ご注意ください。また、正しい取付けは販売店にご相談ください。)

(注2) 乗員体重は、その車種を設計するうえでの標準的な乗員の体重を示します。

後キャリヤの質量別クラス (一般用自転車規格)

区分	用途	区分	用途
クラス10	最大積載質量10kg積載用 幼児用座席を取り付けてはならない	クラス27	最大積載質量27kg積載用 幼児用座席を取り付ける場合、幼児用座席の質量とその幼児用座席が指定する最大適用体重との合計が25kg以下でなければならない
クラス18	最大積載質量18kg積載用 幼児用座席を取り付けてはならない	クラスS	最大積載質量27kg以上でキャリアの製造業者が最大積載質量を指定するもの。 幼児用座席を取り付ける場合、幼児用座席の質量とその幼児用座席が指定する最大適用体重との合計が指定した最大積載質量以下でなければならない
クラス25	最大積載質量25kg積載用 幼児用座席を取り付ける場合、幼児用座席の質量とその幼児用座席が指定する最大適用体重との合計が25kg以下でなければならない		

3.正しい使用条件

⚠ 注意：後キャリヤの容量区分に従って、キャリヤ本体に、クラスが判る様クラス表示がしてあります。どの程度の荷物を積載できるか確認して、ご使用ください。バスケット、キャリヤ以外に荷物を積載しないでください。（キャリア、バスケットの取扱説明書等に最大積載料や耐荷重の指定がある場合は、指定を超えないでください。）

⚠ 注意：荷物を積載する時は下図の事を守ってご使用ください。

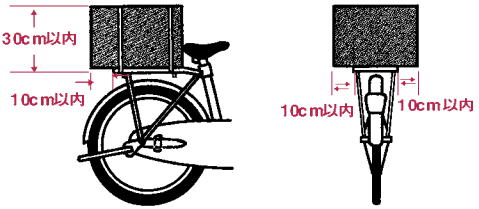

●幼児車には荷物をつまないでください。

●大きな容量クラスの後キャリヤを取り付けても、重い荷物を積載すると自転車の安定性を損なうので、その自転車の最大積載荷重（容量）以上は絶対に積載しないでください。

⚠ 注意：最大積載荷重は各都道府県公安委員会の規則により数値が異なるので注意してください。前後に積載装置がある自転車では積載荷重は前後の合計した値で前キャリヤやバスケットには3kg以下となります。（前キャリヤやバスケットに3kg以上積載すると走行安定性が悪くなり危険です。）

⚠ 注意：幼児用座席をご使用になる時の注意

1.幼児用座席を利用出来る自転車は

●両立スタンドが装着されていること（一本スタンドの自転車には取り付けてはなりません）

●後用の幼児用座席を利用できるのは、後キャリヤのクラス区分がクラス25（25kg以下）、クラス27（27kg以下）、クラスSのいずれかのキャリヤが装着されていること。（幼児用座席の質量と幼児用座席の指定する最大適用体重との合計はキャリアの最大積載質量以下でなければなりません）

●前用の幼児用座席は固定が確実に出来るハンドルが装着されていること。

●幼児用座席を装着する時は上記を確認した上で販売店にご相談ください。

2.取り付け上の注意

●取り付ける自転車と、幼児用座席の寸法、形状が合致する物を選んで確実に装着してください。幼児用座席は、前用、後用のうちどちらか一個のみの取り付けにしてください。（幼児2人同乗自転車の基準に適合する自転車は除きます）

3.幼児を乗せる時の注意

●幼児・児童の保護責任者は、児童・幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。（JIST8134（自転車用ヘルメット）と同等以上の性能を持つヘルメットを必ず着用させましょう）

●幼児用座席がキャリヤに確実に固定されているか確認ください。

●キャリヤが車体の取付部分に確実に固定されているか確認ください。

●4歳未満のお子様を乗せる時は必ずシートベルトをご使用ください。

●シートベルトの端が車輪などに巻き込まれないようにご注意ください。

●お子様には握りをしっかり握るようにご指導ください。

●お子様の足が車輪に巻き込まれない様にご注意ください。

●お子様を乗せるのは1人迄としてください。

●お子様を乗せたまま駐輪しないでください。転倒してケガのおそれがありますので、必ずお子様を降してください。

4.安全上のご注意

お使いになる人や他の人への危害、財産の損害と自転車がこわれることを未然に防止するために、必ずお守りください。

⚠ 警告（危険です、乗車直前に必ず点検してください。）

フレーム･前ホークやクランク、ペダルなどの部品に変形やヒビ割れはないか

絶対曲げ戻して修理をしない。

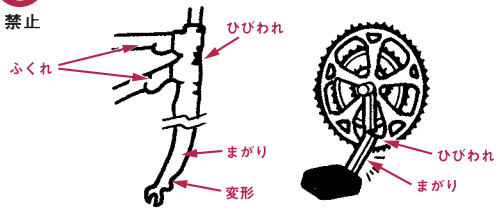

走行中にこわれて事故･ケガをおこすおそれがあり危険です。

ハンドル･サドルの固定は十分か

（点検方法14頁）

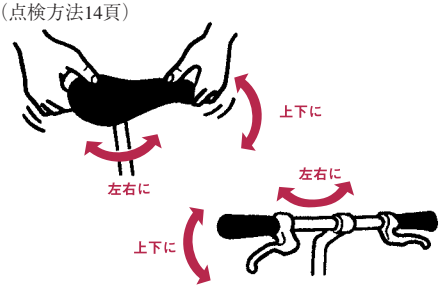

操縦できなくなり､事故･ケガのおそれがあります。

前後ブレーキはよくきくか

（点検方法15頁）

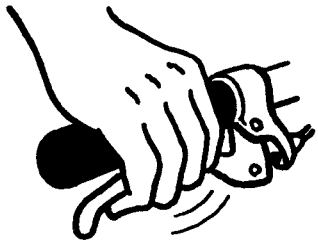

止まれずに衝突して事故･ケガのおそれがあります。

ハンドルやサドルのポストは限界標識がかくれるまで差し込まれているか

（点検方法14頁）

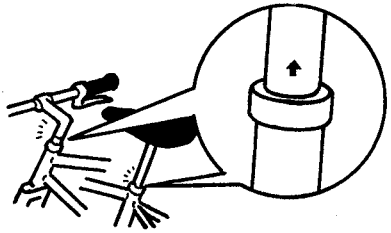

ハンドル、サドル(ポスト)の折れや抜けによる事故･ケガのおそれがあります。

前後車輪の固定は十分か

（点検方法16頁）

特にクイックレリーズを使用している自転車はレバーの位置を確認してください。
走行中に外れて事故･ケガをおこすおそれがあり危険です。
脱落防止金具やワッシャ、ナットが十分に固定されているか確認。

ネジがゆるんでいるところはないか

（点検方法16頁）

ゆるんでいるネジがはずれて事故･ケガのおそれがあります。

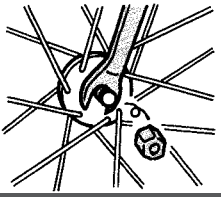

安全な服装で乗りましょう

ズボンのすそはズボンバンドなどでとめてください。
長いスカートなど車輪に巻き込まれやすい服装で乗らないでください。

4.安全上のご注意

タイヤの空気圧は十分ですか

●一般的なシティ車の場合、自転車に乗ったとき地面との接地面の長さが9～10cmくらいになるのが標準です。空気圧が低すぎるとタイヤの損傷が早くパンクの原因となります。又、接地面が広くなって走行抵抗が大きくなります。
（25頁参照）

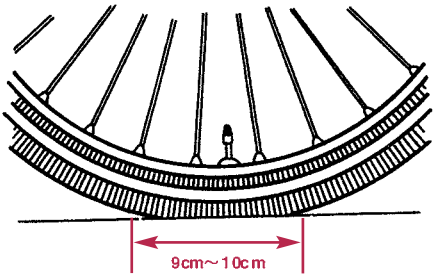

ベルは鳴りますか

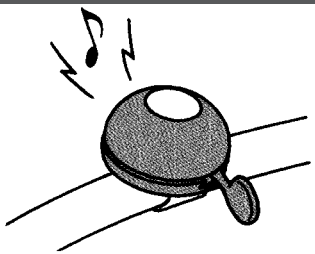

ライトは点灯しますか

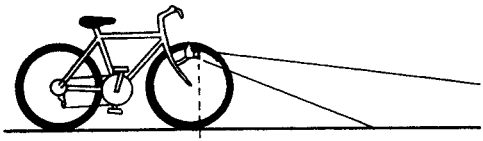

（その他の点検項目は14～16頁をご覧ください。）

⚠ 警告（危険です、必ずお守りください。）

異常がある時は、乗らないでください。

強制

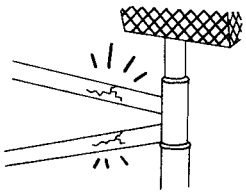

ハンドルやフレームなどにヒビや破損がある場合は乗らないで販売店にご相談してください。（14頁参照）

積載条件から外れる荷物を積んでの走行はやめましょう。

禁止

バランスを崩し、転倒による事故・ケガのおそれがあります。（5頁参照）

サドルやハンドルは限界標識が見える状態で乗らないでください。

注意

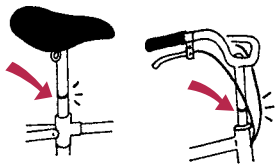

サドルやハンドルの破損で事故やケガをするおそれがあります。（14頁参照）

自転車のダイナモの起動は停車してから手で操作してください。走行中に足で操作するのはやめましょう。

禁止

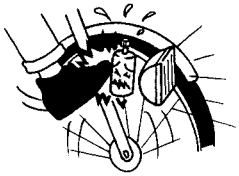

足が車輪に巻き込まれ、ケガをするおそれがあります。

視界の悪い時は乗らないでください。

禁止

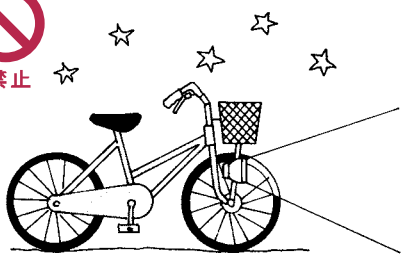

夜間及び雨、濃霧などで見通しが悪い時は危険です。衝突や転倒など事故、ケガをするおそれがあります。

二人乗りは危険です！絶対にやめましょう。

禁止

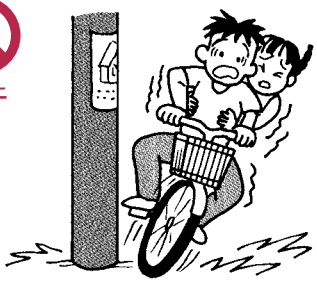

転倒や落車など事故、ケガをするおそれがあります。二人乗りはやめましょう。

スポークの間にボール等の固形物を入れないでください。

禁止

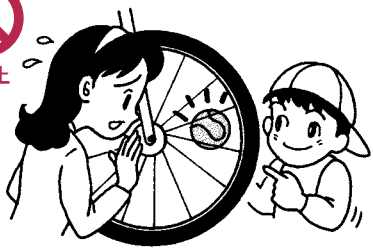

フレームやブレーキなどに接触し事故やケガをするおそれがあります。

段差や凸凹の激しい所での走行は危険ですのでやめましょう。(歩道の段差･溝など)

禁止

フレームや車輪が損傷し事故やケガをするおそれがあります。降りて押してください。

泥よけをとめているネジが外れたままの走行は危険ですのでやめましょう。

禁止

泥よけが外れ、車輪に巻き込み事故やケガをするおそれがあります。ネジが取れていたりゆるんでいる時は販売店で取り付けてもらいましょう。

変速は一度に2段以上切替えると危険ですのでやめましょう。

禁止

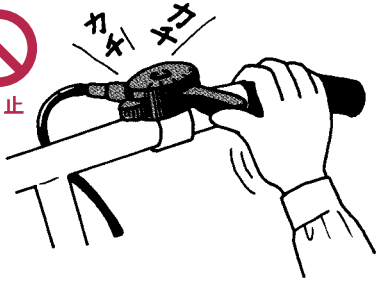

チェーンが外れ転倒し事故やケガをするおそれがありますので1段づつしてください。

4.安全上のご注意

お酒を飲んだ時には絶対に乗らないでください。

衝突や転倒など事故やケガのおそれがあります。

ズボンのすそはズボンバンド等でとめましょう。チェーンや車輪に巻き込まれやすい服装や荷物を持っての走行はやめましょう。

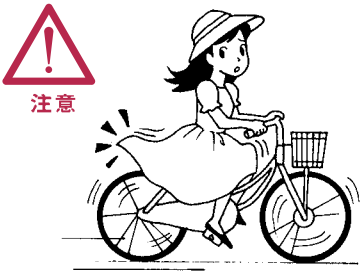

チェーンや車輪にスカートやズボンのすそ、傘などが巻き込まれ事故やケガをするおそれがあります。

路面が滑りやすい所では乗らないでください。

積雪･雨天･凍結した道･工事現場の鉄板やぬかるみなどはスリップして事故やケガをするおそれがあります。降りて押してください。

ハンドルに荷物を下げたり犬を引いたり、強風時の運転はやめましょう。

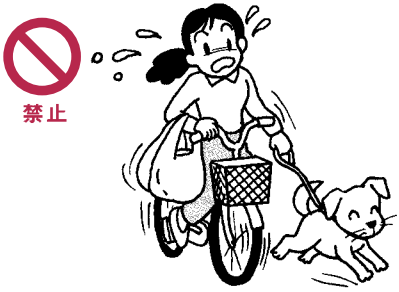

荷物やヒモが車輪に巻き込まれたりバランスを崩して事故やケガをするおそれがあります。

駐輪するときは、必ずお子様を降ろして駐輪してください。乗せたまま自転車から離れると倒れて危険です。

自転車が倒れ事故やケガのおそれがあります。

自転車を改造しないでください。

部品の破損、外れなどで事故やケガをするおそれがあります。修理やパーツの取り付けは販売店にご相談してください。

自転車は走行以外には使用しないでください。
(踏み台代わりなど)

禁止

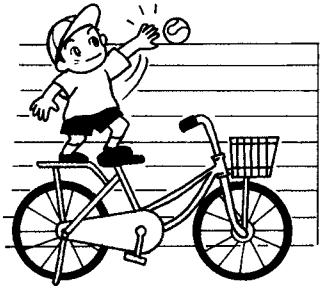

転倒しケガのおそれがあります。
走行以外の用途には使用しないでください。

夜間及び薄暗いところでは、無灯火で乗らないでください。

禁止

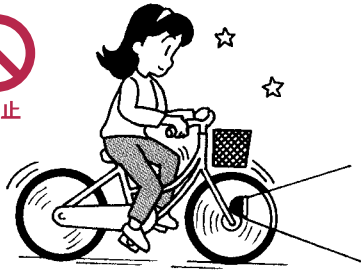

自動車に衝突されたり障害物をさけられずに事故やケガをするおそれがあります。

ブレーキの制動面には注油しないでください。
(注油箇所は33頁をご覧ください。)

禁止

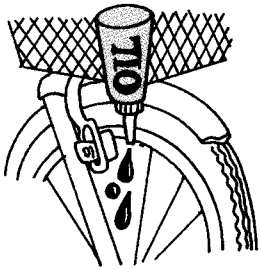

ブレーキに油がつくとブレーキがきかなくなり、事故・ケガをするおそれがあります。

滑りやすい靴やカカトの高い靴などをはいて乗らない。

注意

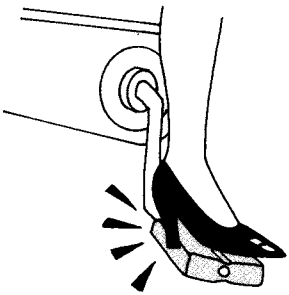

足がペダルからハズレ転倒によるケガのおそれがあります。

幼児を乗せる時には車輪に幼児の手や足が巻き込まれないように充分注意しましょう。
手や足が車輪にはさまれてケガをするおそれがあります。

注意

お子様にはヘルメットをかぶらせてください。
ヘルメットは［JIS T8134（自転車用ヘルメット）と同等以上の性能を持つヘルメット］を必ず着用させてください。

片手、手離し運転はやめましょう。又、傘をさしての運転、走行中の携帯電話の使用は危険です。

禁止

バランスを崩して事故やケガをするおそれがあります。

4.安全上のご注意

2ヶ月以内点検・6ヶ月以内点検

強制

●初期のうちはネジがゆるんだり調整がズレたりしてきます。必ず実施してください。
（13～22頁参照）

乗りなれない自転車を乗るときおよび初心者の方は

強制

●空き地や公園など安全な場所でよく練習してください。

幼児は幼児用座席を取り付けてそれに乗せる

強制

●使用前に必ず組付け固定状態を確認する。
●幼児を乗せる時は必ず靴をはかせる。
●幼児を乗せたら落ちないように常に注意をはらう。
（幼児用座席の取扱いは6頁をご覧ください。）

交通ルールを守る

強制

●交通ルールを守らないと事故でケガをしたり、他の人にケガを負わせるおそれがあります。
（34頁、35頁参照）

⚠ 警告（危険です、必ずお守りください。）

走行するとき

●必ずスタンドをはね上げておく。
（カーブを曲がるときスタンドが地面に引っかかり、転倒するおそれがあります。）
●タイヤに十分空気を入れてから乗る。
空気圧が低いとはやくタイヤが減り、パンクもしやすくペダリングが重くなります。（適正な空気圧は25頁をご覧ください。）
●止まっている自動車のそばを通るときは、急にドアが開いたり、かげから歩行者が飛び出したりするので注意する。
●自動車のすぐうしろに続いたり、その前に割り込んだり、車の間をぬって前へ出ない。
●自動車と並んで走ったり、ジグザグ運転をしたり、競争をしない。
●傘、バット、ラケット等の長い物を積載する時は突出しない様に積載には充分に注意しましょう。突出した積載は人や物に接触した時に危険です。

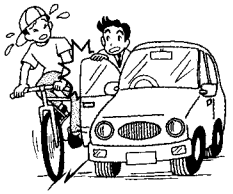

カーブを曲がるときは

強制

●カーブで急ブレーキをかけない。（横すべりして危険です。）
●カーブを曲がるときは手前でスピードを落とす。
●カーブを曲がっている間は、ペダリングを止める。
（車体が傾いている側のペダルが下になっていると、ペダルが路面に当たるので危険です。）

衝突や転倒したときは

強制
- ●必ず点検する。
- ●異常を発見したら使用せずに販売店に相談する。

ブレーキをかけるとき

強制
- ●いつでもブレーキレバーを握れるようにして乗る。
- ●ブレーキは先に後ブレーキをかけてから前後ともブレーキをかける。(片方だけブレーキをかけると、車輪がロックしてスリップしたり、後輪が浮き上がり転倒したりして非常に危険です。)
- ●急ブレーキをかけないでいいように、いつも前方に注意してスピードをひかえめにする。
- ●雨天時はブレーキがききにくい為、ゆっくり走行する。
- ●ブレーキは片方でも不具合な時は、自転車を使用しないでください。必ず前後とも正常な状態で使用する。

夜間の使用における注意

強制
- ●前照灯、尾灯が点灯するかの確認。
- ●前照灯、照射角度は自転車の前方約10m先の路面を照らす様に取付けて使用してください。

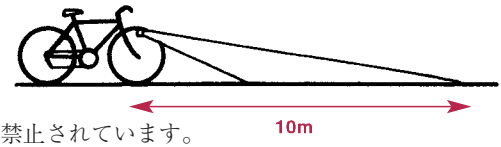

- ●前照灯のない自転車は夜間の使用は禁止されています。また、昼間でも暗い時や濃霧の時等も使用しないでください。
- ●ベルが正常に鳴るか確認してください。
- ●リフレクターは破損したり汚れたまま使用しないでください。

5.点検方法

強制
- ●乗るまえの「点検」と初期点検は2ヶ月以内、6ヶ月以内、定期点検は1年毎及び異常を感じた時に実施してください。異常があった場合は販売店にお持ちください。

【乗る直前の点検】
- ●乗るまえに必ず点検し、安全を確かめてから乗ってください。

【2ヶ月以内点検】
- ●購入後100km到達時または、2ヶ月以内に点検を実施してください。
- ●初期の内は特にネジがゆるみやすいので、必ず点検を実施してください。

【定期点検】
- ●定期点検は1年毎及び異常を感じた時に販売店で点検を実施してください。
- ●安全に長くお使いいただくために必ず定期点検を実施してください。
- ●長い間使用せず、再び使用するときも点検を実施してください。

5.点検方法

点検方法を説明している頁

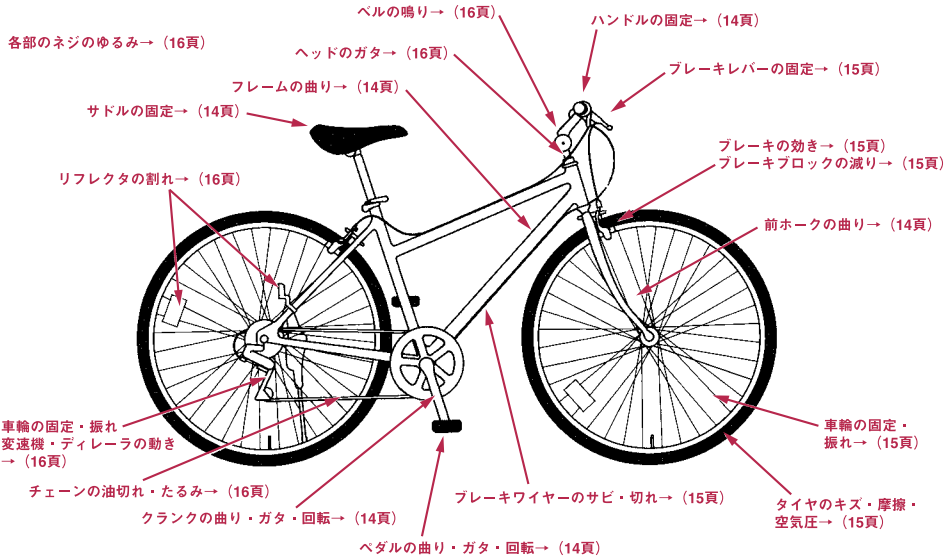

【点検方法】 禁止 **絶対に曲げ戻して修理をせずにすみやかに正規部品の交換を行ってください。**

- フレームや前ホークの変形やヒビ割れがないか。(7頁参照)
- ペダル軸やギヤクランクに曲がりやヒビ割れ等はないか。(7頁参照)
- その他の部品についても変形やヒビ割れ等はないか。
- そのままご使用になると思わぬ事故がおこることがあります。

●ハンドル･サドルの固定は十分か

■ハンドル･サドルの組付

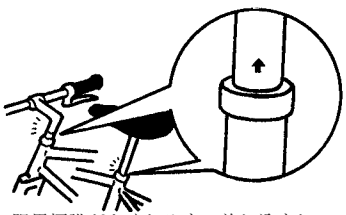

※限界標識がかくれるまで差し込まれていること。
※ハンドルが前輪に直角に固定されていること。
※サドルがフレーム中心と合っていること。
※サドルに座ってブレーキやハンドルを無理なく操作できること。

禁止

■ハンドルの固定→ガタやきしみはないか
(前輪を足で固定してハンドルを動かしてみる)

■サドルの固定→上下左右前後にガタはないか
(サドルの前後を持って動かしてみる)

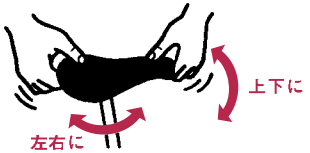

ブレーキ

強制

●ブレーキワイヤー、及びブレーキブロックは消耗品です。異常がなくても1年に1回位の目安で交換してください。

●ブレーキのきき具合

(レバーを引いてきき具合をみる)

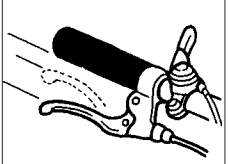

※すきまが1/2～1/3になるまでにブレーキがよくきくこと。
※レバーの作動が重くないこと。

●レバーの固定

(指で押してみる)

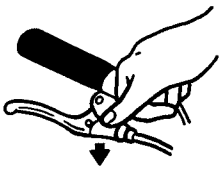

※ズレたり動かないこと。

●ワイヤのサビ・切れ

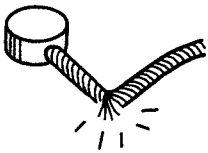

※サビ・切れ、ほつれがないこと。

●ブレーキブロックの減り

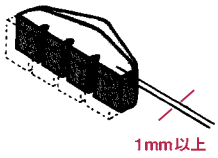

※溝の残りが1mm以上あること。

車　輪

●固定

(自転車を持ち上げて車輪を上から強くたたいてみる。)

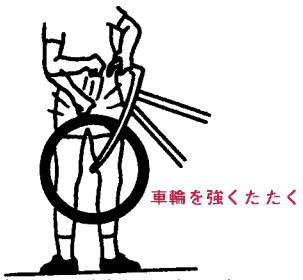

※車輪がズレたりガタついたりしていないこと。

●振れ・ガタ・回転性

(自転車を持ち上げて回してみる。)

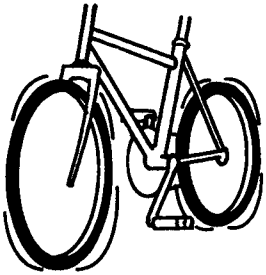

※スムーズに回転し大きな振れやガタがないこと。

●タイヤのキズ・摩耗・ヒビ割れ

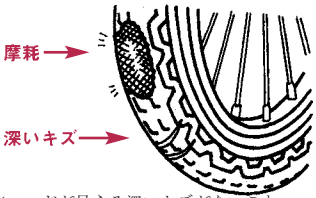

※コードが見える深いキズがないこと。
※接地面のタイヤの模様が十分残っていること。

●空気圧

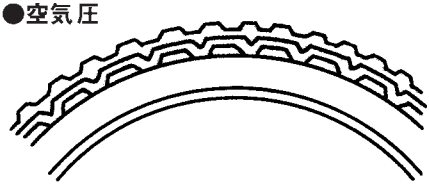

※十分空気が入っていて、タイヤに表示してある空気圧になっていること。
(空気補充のしかたは25頁をご覧ください。)

5.点検方法

⚠ 注意（クイックレリーズハブ仕様車の場合）→26頁参照

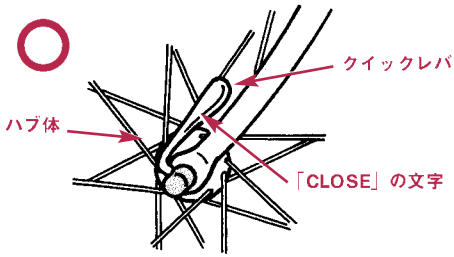

※カムレバーの文字が、「CLOSE」の文字が見える方向に最後まで閉じられていること。

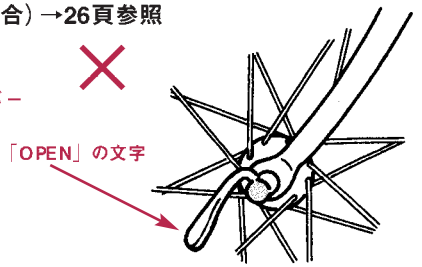

※カムレバーの位置が途中であったり、「OPEN」の文字が見える方向になっていると固定が弱く車輪が外れるおそれがあり危険です。

内装変速機・ディレーラ（外装変速機）

●ギヤクランク・ペダル・内装変速機・ディレーラ

（クランクを正回転させながらシフトレバーを操作する）

※クランク・ペダルにガタがなくスムーズにシフトチェンジ（変速）し、チェーンがロー側、トップ側とも外れないこと。
※後から見てディレーラが変形していないこと。
※ギヤクランクに変形やひび割れがないこと。

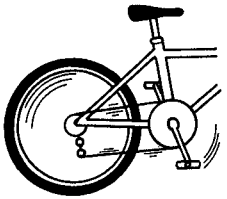

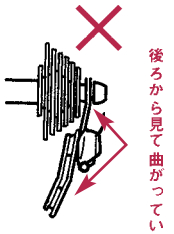

図はディレーラ装着車

●チェーン

※油切れがなく、指で動かしてみたときなめらかに動くこと。
※チェーンが大きくたるんでいないこと。

（注意）チェーンのたるみが大きくなると、チェーンが外れやすくなり危険ですので、すぐに販売店で点検を受けてください。

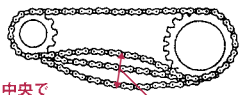

ベル・ブザー、ランプ、リフレクタ

●ベル・ブザー

※ベル・ブザーが必ず装着されていて、よく鳴ること。

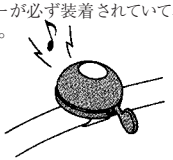

●ランプ

※明るく点灯し、10m前方の路面を照らすことができること。

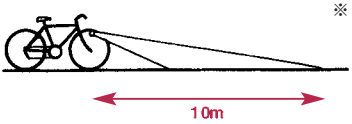

●リフレクタ（反射器）

※必ず装着されてあり、後からよく見えること。
※レンズのよごれやワレがないこと。

各部のネジのゆるみ

●ヘッド部のゆるみ、ガタ

左右のブレーキレバーをにぎり、自転車を前後にゆする。

※ガタがあればヘッドがゆるんでいたり部品がこわれています。

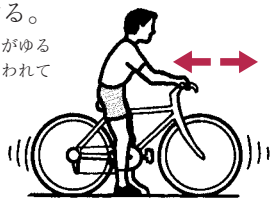

●各部のネジのゆるみ

（10cmほど持ち上げて軽く落とす。）

※変な音がしないこと。
変な音がしたらネジがゆるんでいます。

6.各部の調整方法

安全確保のために、各部の調整は注意点を守って確実に行ってください。これを怠りますとおもわぬ事故につながります。ご不明な点がありましたら、お買い求めの販売店にご相談ください。また、お子様には調整をさせないでください。

⚠ 警告（危険です、必ずお守りください。）

【正しい乗車姿勢】

サドルに腰をおろし、ペダルを一番下にして足をのせたとき、ひざが軽く曲がる程度の高さが適当です。

※上半身が少し前に傾き、ひじが軽く曲がること。
※ペダルをこいだときひざがハンドルに当たらず、安全にハンドルの操縦操作ができること。
※円滑にペダルをこぐことができ、ブレーキ、シフトレバー、ベルなどが安全に操作できること。

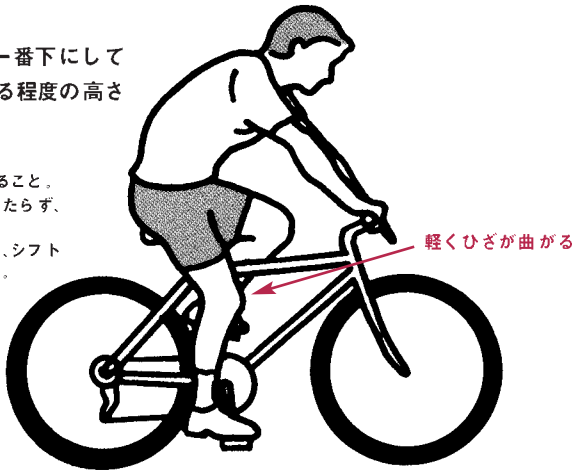

小さな方や初心者の方は、両足が地面に確実に接するくらいの高さにしてください。

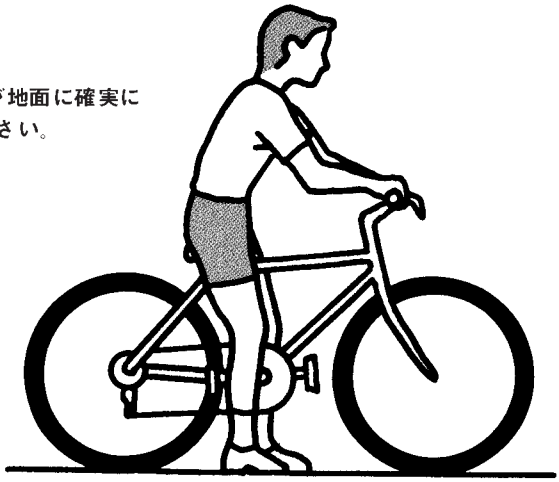

6.各部の調整方法

サドルの調整のしかた

サドルの高さの調整のしかた

警告

最も高くした場合でも、シートポストのはめ合わせ限界標識が見えなくなるまで挿入してください。はめ合わせ限界標識が見える状態で乗車しないでください。

●サドルのシートポストが折損してケガのおそれがあります。

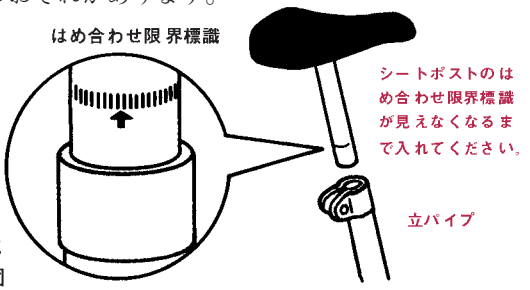

【調整方法】（ ）内kgf・cmは参考値

ボルト・ナット式シートピン式の場合

★シートピンナットを「ゆるむ」方向に回すと固定がゆるみサドルは上下に調整できます。固定する場合は「しまる」方向に回して締付けます。

□締付トルク：14～18N・m（140～180kgf・cm）

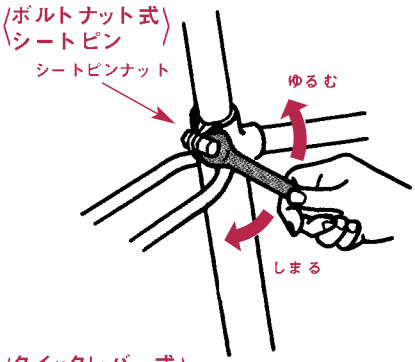

クイックレバー式シートピンの場合

★このレバーはカム機構になっており、レバーの開閉によって締めつけます。回転させて締付けるものではありません。カムレバーを図の「ゆるむ」方向に操作するとシートポストがゆるみます。

固定する場合はカムレバーを「しまる」方向（A）の位置まで強く押しつけて閉じます。なお、レバーに加える力は、レバーの先端から5mmの位置に1.0N・m（10kgf・cm）～1.6N・m（16kgf・cm）で締めて固定を確認してください。

シートポストが十分固定しなかったり、途中でレバーが固くなったりする場合は、レバーの反対側の調整ナットを回して調整してください。

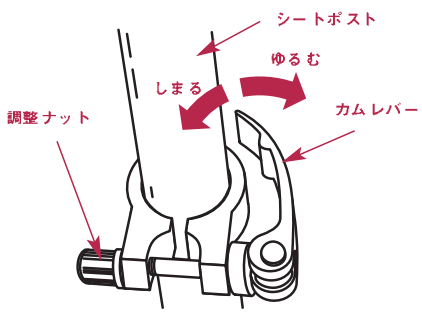

レバー式シートピンの場合

★シートピンのレバーを「ゆるむ」方向に回すと固定がゆるみサドルは上下に調整できます。固定する場合は「しまる」方向に回して締付けます。
□締付後サドルがしっかり固定され動かない状態であることを確認ください。

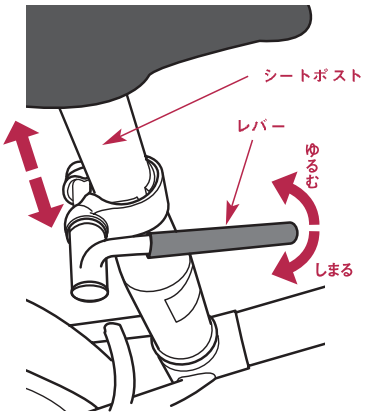

六角穴ボルト式シートピンの場合

5mm六角棒スパナを「ゆるむ」方向に回すとシートポストがゆるみます。固定する場合は、「しまる」方向に回して締付けます。

●左側には回り止めがついていますので、左側を回すとシートラグが破損します。絶対に回さないでください。
□締付トルク：14～20N·m（140～200kgf·cm）

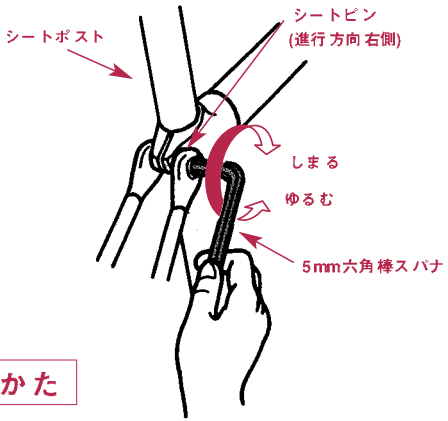

サドルの前後と取付角度の調整のしかた

★ペダルを斜め前の一番力のかかる位置にして足をのせたときひざの中心からの垂線がペダルの中心を通るようにするのが標準です。また、角度はサドル上面がほぼ水平になるように調整してください。

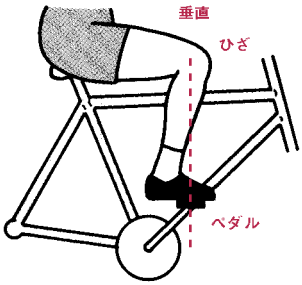

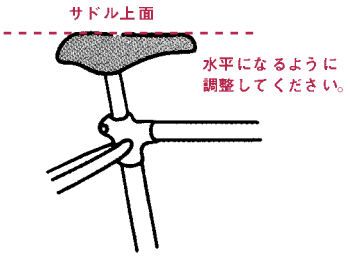

6.各部の調整方法

【調整方法】 （ ）内kgf・cmは参考値

サドル取付けボルト(ナット)をスパナまたは六角棒スパナで、ゆるめて調整します。

●調整後は、サドル先端をフレーム中心に合わせてください。

●調整後は、サドル取付けボルト(ナット)をしっかり締付けてください。

□**締付トルク：14～18N·m(140～180kgf·cm)**

■やぐら止式

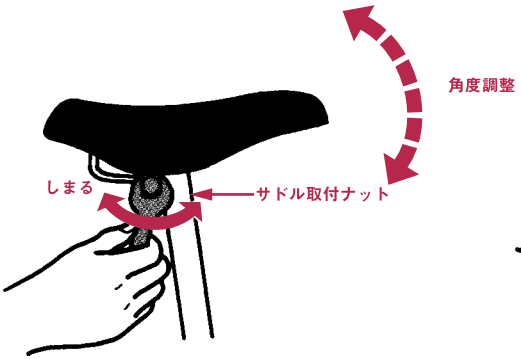

■一本ボルト止式

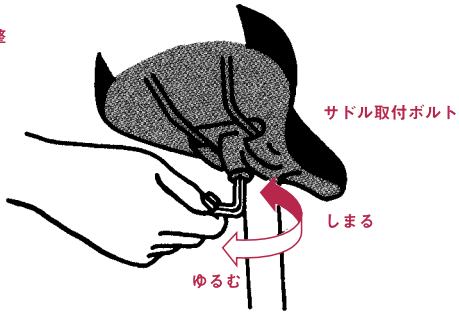

ハンドルの調整のしかた

警告

もっとも高くした場合でもハンドルステムは、はめ合わせ限界標識が見えなくなるまで挿入してください。

【調整方法】

（ ）内kgf・cmは参考値

ワイヤー式ブレーキ仕様車の場合

①引き上げボルトをゆるめるとハンドルを上下に調整できます。

②固定ボルト(またはナット)をゆるめるとハンドルバーの角度を前後に調整できます。

③固定するときはゆるめた引き上げボルトおよび固定ボルト(またはナット)を六角棒スパナ(またはスパナ)で締付けて固定してください。

□**締付トルク：18～25N·m(180～250kgf·cm)**

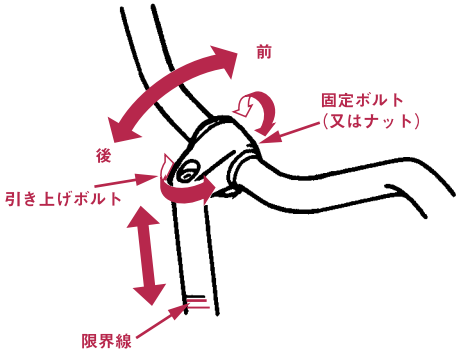

◆引き上げボルトをゆるめてもハンドルポストが動かないときは、引き上げボルトの頭をプラスチック製ハンマーや木片などで軽くたたいてください。

ロッド式ブレーキ仕様車の場合

警告 ハンドル高さの調整は販売店に依頼してください。ロッド式ブレーキ仕様はハンドルにブレーキロッドが付いていますので調整がむずかしく、まちがった調整をするとブレーキがきかなくなるおそれがあります。

ブレーキ調整のしかた

★長い間使っているとブレーキレバーのあそびが大きくなり、ききが悪くなってきます。常にブレーキがきくように調整してください。

警告 ブレーキ各部はこの説明書に記載されているところ以外は、絶対に自分で調整しないでください。

【調整方法】

ワイヤー式ブレーキ仕様車の場合

★前・後ブレーキ共にアジャストボルトをゆるめるとブレーキレバーのあそびが少なくなります。 ブレーキレバーを引いてすきまが1／2～1／3になるまでにブレーキがよくきくように調整してください。アジャストボルトにロックナットが装着されているものは、一度ロックナットをゆるめてからアジャストボルトを調整してください。調整後はロックナットを締付けてください。

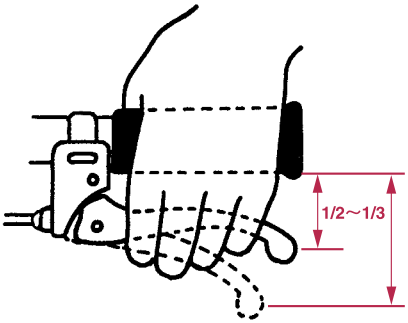

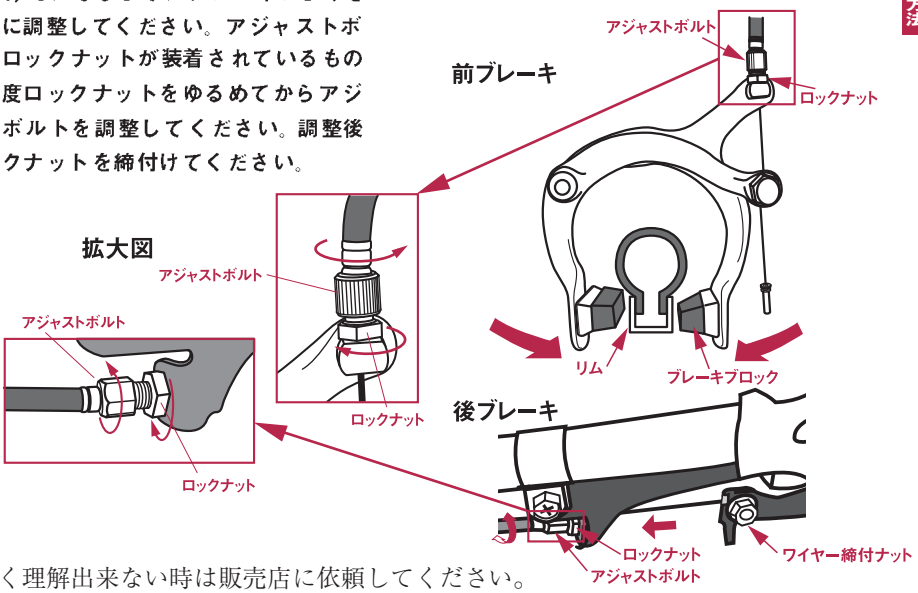

警告 良く理解出来ない時は販売店に依頼してください。

6.各部の調整方法

【調整方法】

Vブレーキ仕様車の場合

注意 ⚠	制動性に優れるVブレーキは、使用方法によっては急制動により転倒するおそれがあります。ブレーキをかける際には、必ず後ブレーキを先にかけ、その後に前ブレーキをかけるようにしてください。 なお、停止するまでの感覚を把握するまでは、スピードは控えめにしてください。

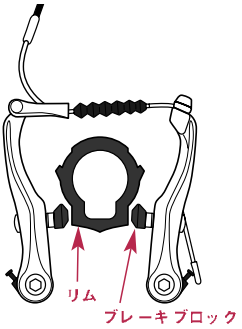

Vブレーキの調整方法

●アジャストボルトとロックナットを少しずつゆるめます。ブレーキレバーを引いた時レバーとハンドルニギリのすきまが、レバーを引く前と比べて1/2から1/3になるまでにブレーキがよくきくように調整してください。

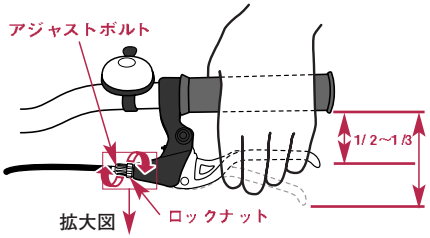

●調整後、ロックナットをよく締付けてください。

強制 ●つぎの場合には販売店にご相談ください。

拡大図

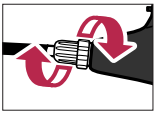

◆ブレーキブロックがリムに当たったままになっているとき

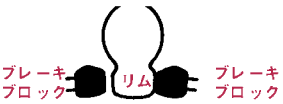

◆ブレーキをかけた状態でブレーキブロックがリムからズレているとき

◆ブレーキブロックが摩耗して、溝の残りが1mmになったとき

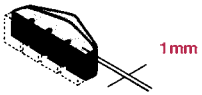

◆アジャストボルトで調整しきれないとき

※前ブレーキの例

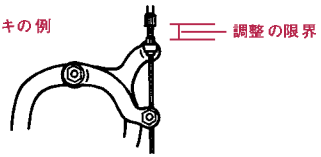

◆ブレーキの効きが悪くなったとき
◆ブレーキレバーがハンドルグリップに当たるとき

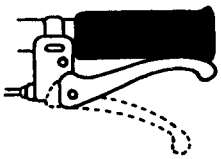

内装変速機・ディレーラ(外装変速機)の調整は、販売店に依頼してください。

内装変速機・ディレーラ(外装変速機)は調整がむずかしく、まちがった調整をすると正常にシフトチェンジしないだけでなく、チェーンが外れたり内装変速機やディレーラが破損してしまうおそれがあります。

前車輪脱落防止金具の組付け

→(29頁参照)

★前ホークが前車輪脱落防止機構付つめでない場合(別種の前車輪脱落防止金具を使用している場合)は、必ず前車輪脱落防止金具を装着してください。

7.正しい取り扱い

ダイナモの正しい位置

タイヤドライブ式の場合

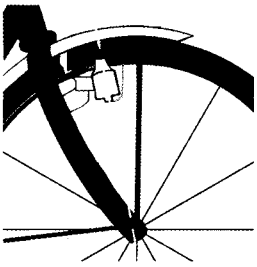

①ダイナモの中心の延長線がハブの中心にくるようにセットします。

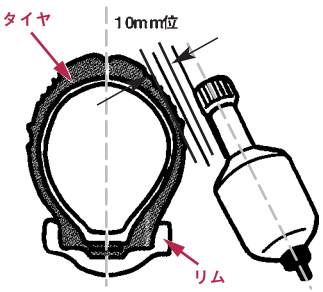

②タイヤとダイナモローラーの間隔は10mm位が適当です。

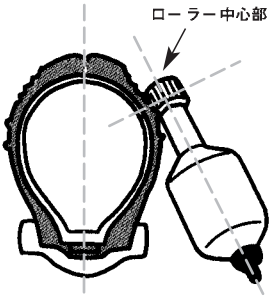

③ローラーの中心部がタイヤに触れるようにします。

●リムドライブ方式のダイナモはリムに確実にローラーが触れるようにします。

内装変速機･ディレーラ(外装変速機)の使い方

★内装変速機･ディレーラ(外装変速機)は、坂道･風向きなどの走行条件の変化に応じてギヤ比を変え、ペダルを回す力と速さを一定にして疲れを少なくする装置です。

★シフトレバーの種類

シフトレバーはおもに3種類あります。

ダブルレバー型	サムシフター型	グリップシフター型
レバーを押して操作	レバーを押し、引きして操作	シフターを回して操作
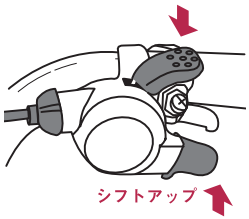	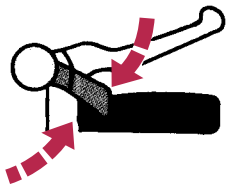	
		※車種によってはシフトダウン、シフトアップの操作が逆の場合があります。

⚠注意 ●内装変速機のシフトチェンジは必ずペダリング(正回転)しながら瞬間的にペダルの負荷を軽くするか､回転を止めて1段づつシフトレバーを操作してください。

●外装変速機のシフトチェンジは必ずペダリング(正回転)しながら1段づつシフトレバー、シフターを操作してください。

●坂道では手前で早めに操作してください。

禁止 ●ペダルの踏み出し時はチェンジしないでください。チェンジミスが起き、ふらついて転倒したり、ディレーラの故障の原因となります。

7.正しい取り扱い

禁止 ●一度に2段以上シフトチェンジしないでください。チェーンが外れたり、ペダルと足の回転が合わずに転倒するおそれがあります。
●急な上り坂や下り坂では自転車から降りて押してください。ふらついたりスピードが出すぎて危険です。

〈操作方法〉

	前後外装変速機	後外装変速	内装変速機
■平地を走るとき ■停止するとき 	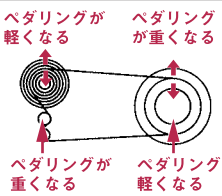	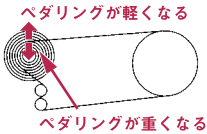	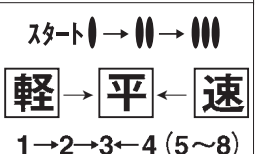

●走行中は脚力に合わせて変速してください。
●停止するときはペタリングを軽くしておくと次の発進が楽になります。
●ブレーキは早めに後ろからかけ、少しずつスピードを落としましょう。
●脚力に合わせて変速してください。

■下り坂のとき (ペダリングが軽いとき) 	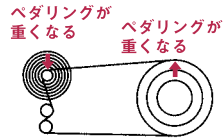	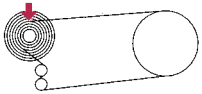	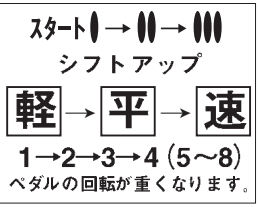

●急な下り坂のときはスピードが出すぎて危険です。降りて押しましょう。

■上り坂のとき (ペダリングが重いとき) 	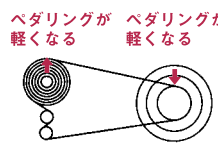	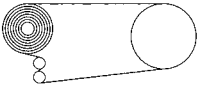	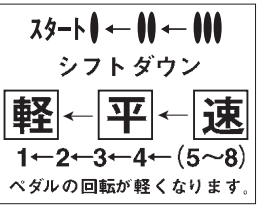

●急な上り坂のときはふらついて転倒するおそれがあります。降りて押しましょう。
●坂の途中では変速しにくいので坂の手前で早めに変速操作をしてください。

ディレーラー使用上の注意

右図のようにチェーンが斜めになる使用（アウターギヤとローギヤ及びインナーギヤとトップギヤの組み合わせ）はチェーン及びリヤディレーラーに無理な力が掛かり破損してしまうおそれがありますので避けてください。

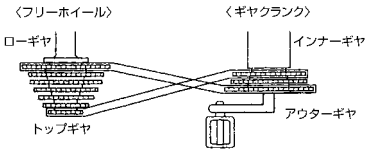

タイヤ(チューブ)バルブの形式と空気の入れ方

★ご使用自転車のバルブの種類をご確認ください。また、ポンプの口金形式は商品によって異なりますので、詳しくは販売店にご相談ください。

種類	バルブ形状	使用ポンプの口金形式	空気の入れ方
英式	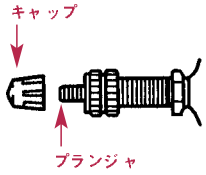	英式バルブ用ポンプ 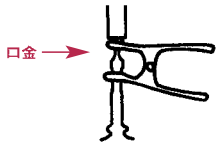	●キャップを外し、プランジャにポンプの口金を押しつけて空気を入れる。 ●空気圧を確認し、口金を外してキャップをつける。
米式	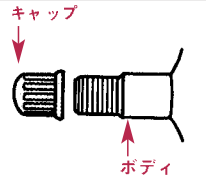	米式バルブ用ポンプ (自動車用と同一) 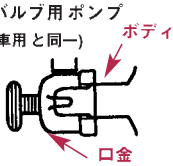	●キャップを外し、ボディにポンプの口金をはめて、空気を入れる。 ●空気圧を確認し、口金を外してキャップをつける。
仏式	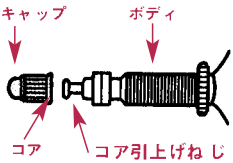	仏式バルブ用ポンプ 使用のとき 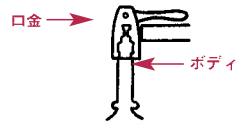	●キャップを外し、コア引上げねじを2～3回転ゆるめて、コアの先端を上から押し、空気の抜けを確認する。 ●ボディにポンプの口金をはめて、空気を入れる。 ●空気圧を確認し、口金を外してコア引上げねじを回して締めキャップをつける。
	英式バルブ用アダプター 使用のとき 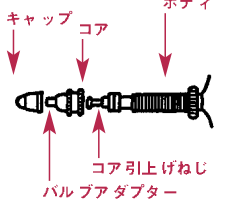	英式バルブ用ポンプ 使用のとき 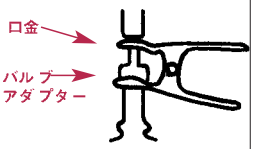	●キャップを外し、バルブアダプターを外す。コア引上げねじを2～3回転ゆるめて、コアの先端を上から押し、空気の抜けを確認する。 ●ボディにバルブアダプターをねじ込みアダプターの口にポンプの口金を押しつけて、空気を入れる。 ●空気圧を確認し、口金を外す。 ●バルブアダプターを外して、コア引上げねじを回して締める。 ●バルブアダプターとキャップをつける。

空　気　圧

★タイヤの空気圧が少ないと、接地面が広くなって走行抵抗が大きくなるほかパンクやタイヤのひび割れ、タイヤ、リムの損傷の原因になります。タイヤに表示している空気圧の範囲内でご使用ください。

表示例…〈○○○kPa、○○kgf/c㎡、○○PSI〉

(注) 換算率…1kPa＝0.01kgf/c㎡＝0.145PSI

★仏式バルブ及び米式バルブは、専用のタイヤゲージで空気圧を測定することができます。販売店にご相談ください。

★タイヤゲージがない場合は、自転車に乗車したときの、タイヤの接地長さで判断してください。

〈空気圧の簡易測定のしかた〉

自転車に乗車した状態での接地面の長さで空気圧を判定してください。一般的なシティ車の場合接地面の長さが9～10cmくらいが適当です。

※タイヤに空気を入れすぎる事によりバースト(ハレツ)する事がありますので充分にご注意ください。

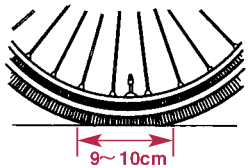

〈タイヤ空気圧表示例と換算値〉

1kPa＝0.01kgf/c㎡＝0.145PSI

kPa	kgf/c㎡	PSI
300	3.0	43.5
450	4.5	65
690	6.9	100

7.正しい取り扱い

クイックレリーズハブの取り扱い上の注意

（前輪脱落防止装置を除いた状態で説明しています。）

前ホークに車輪の固定を確認すべき旨の表示がしてありますのでご使用前に確認してください。

警告

クイックレリーズハブは、車輪の着脱にはたいへん便利にできていますが、使用方法を誤ると非常に危険なものになります。クイックレリーズハブの使用方法をよくご理解の上、お取り扱いください。カムレバーが開いている状態又は締付けがゆるい状態では、絶対に自転車に乗車しないでください。車輪が外れて危険です。

クイックレリーズの構造

レバーはカム構造になっており、このカムレバーを閉じるとハウジングと調整ナットが内側に動き、この力により車輪をフレームに固定します。（レバーを回して締付けるものではありませんので、ご注意ください。）

【カムレバーを開いた状態】

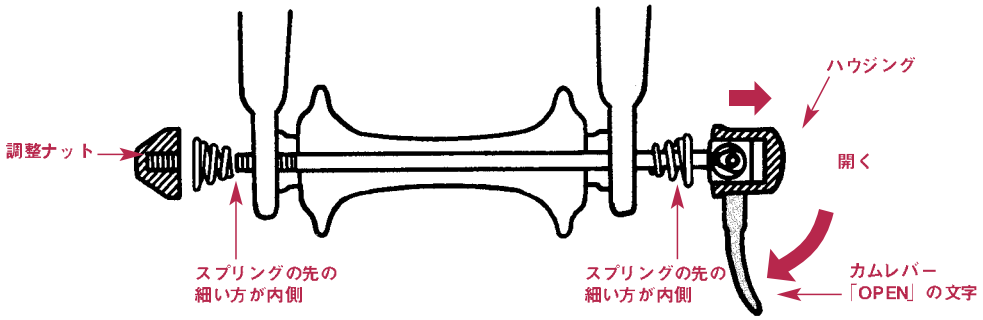

【カムレバーを閉じた状態】

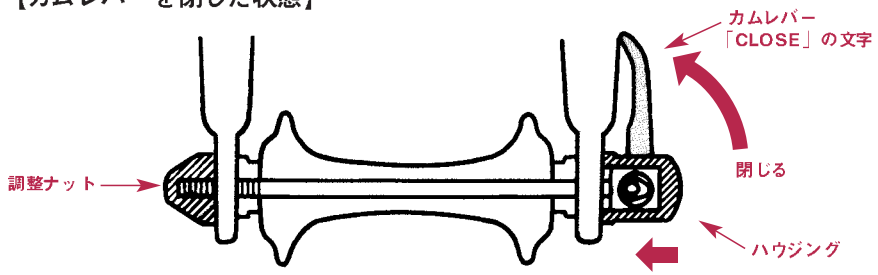

禁止

フレームに車輪を固定するとき、カムレバーを回して締付けないでください。クイックレリーズのカム構造が動かなくなり、車輪の固定が不完全となり、非常に危険です。

クイックレリーズの操作（前後車輪共レバー操作は同じです）

①ロックナットとクイックレリーズの調整ナット及びハウジングの間に、エンド（ホークつめ）が容易にはいるまで、調整ナットを下図のように回して、ゆるめます。

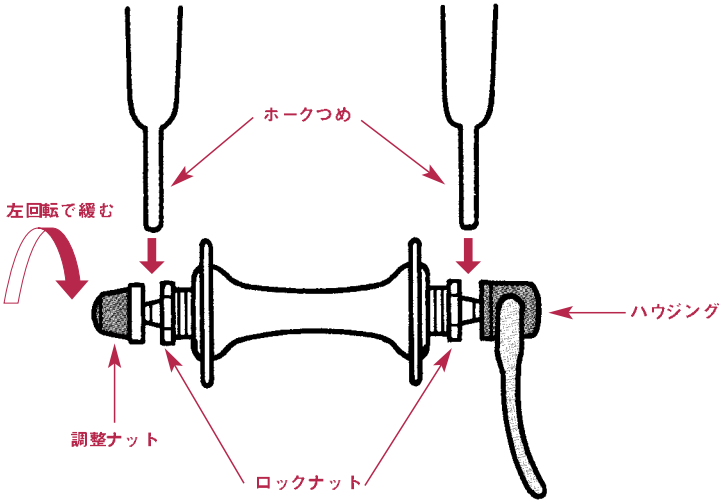

②車輪をホークつめの溝に挿入してからカムレバーを開いたままにして、調整ナットを下図の図のように回して、エンド（ホークつめ）とクイックレリーズの調整ナットとハウジングのすき間がなくなるまで仮締めします。

なお、調整ナットの仮締めをするときのカムレバーの位置は、カムレバーを閉じたときの位置を想定して、下図に示す位置で行うのが他のものに引っかからない適当な位置です。

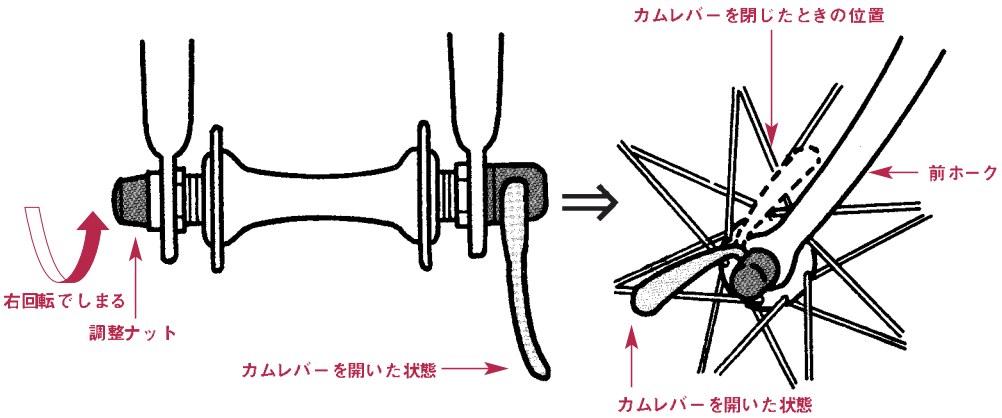

7.正しい取り扱い

③カムレバーを半分くらい閉じたとき（左下図）にレバーの動きがかたくなる程度に調整ナットで調整し、次にカムレバーを右下図のAの位置まで閉じて下さい。カムレバーを閉じるとき、手のひらが多少痛くなる程度の強い力で押しつけてください。
(右下図)押しつける力は、カムレバー先端から5mmの位置に160N（16kgf）～220N（22kgf）が適当です。車輪を固定したあと必ず固定の確認をしてください。

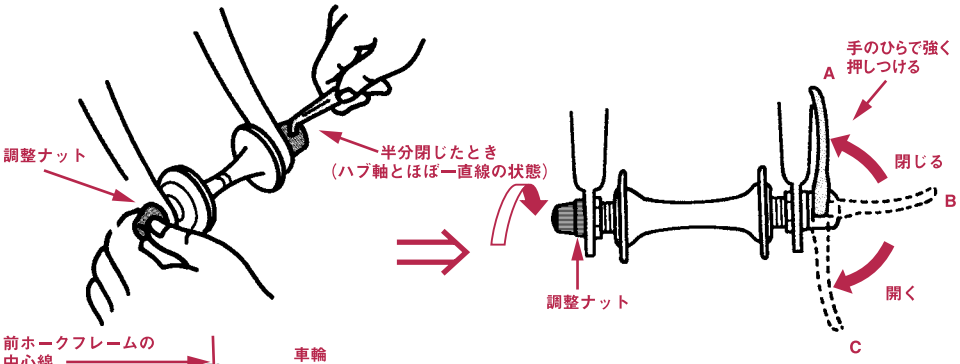

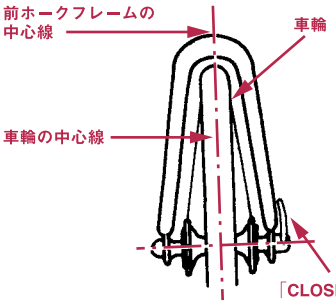

警告

カムレバーを（A）位置まで操作したときに確実に固定できることが重要です。
カムレバーが固すぎてA位置までいかなかったり、ゆるすぎて固定が十分でない場合は、危険ですから調整ナットを回して再調整してください。

ご注意

- ●車輪の中心線と前ホーク、フレームの中心線を合わせてください。
- ●カムレバーは前車輪、後車輪とも乗車して左側になるようにしてください。
- ●カムレバーを固定するときのカムレバーの位置は前ホーク又はバックホークに平行に合わせてください。

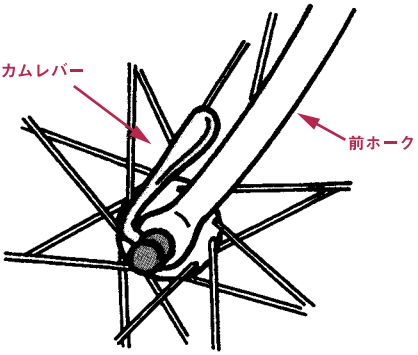

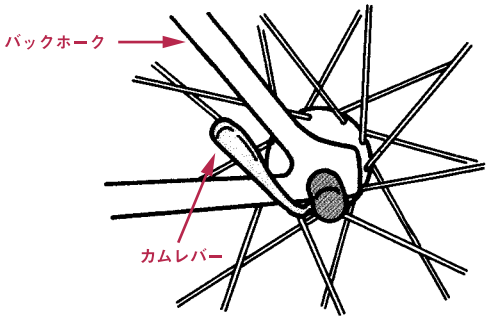

車輪のとりはずし

カムレバーを閉じた「CLOSE」状態から開いた「OPEN」状態にします。尚、カンチレバー型ブレーキやVブレーキは、アーチワイヤをブレーキ本体からはずしてください。

■前車輪脱落防止金具を使用している場合　：前車輪脱落防止金具を前ホークつめから解除してください。

■前車輪脱落防止機構付つめを使用している場合　：脱落防止機構がつめについています。調整ナットを「ゆるみ」方向へ2〜3回転（車輪が外れる位置まで）回して脱落防止機構を解除してから、車輪をはずしてください。

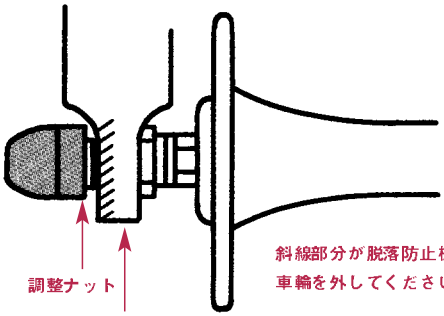

前車輪の組付け

前車輪脱落防止金具組付け

★前ホークが前車輪脱落防止機構付つめでない場合（別種の前車輪脱落防止金具を使用している場合）は、必ず前車輪脱落防止金具を装着してください。

■前車輪脱落防止ワッシャ（一例）

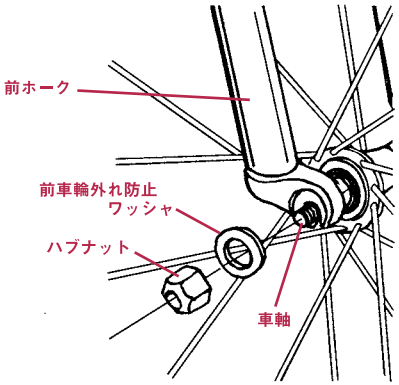

■前車輪脱落防止金具（一例）

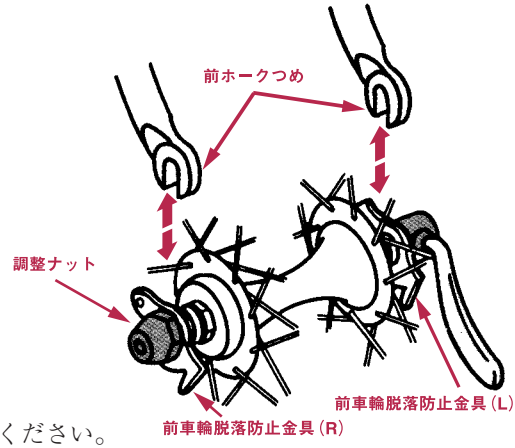

警告　組付け方法は販売店におたずねください。

●万一、不適切な組付けを行うと、十分に固定されず脱輪し、危険です。

7.正しい取り扱い

ナット式前ハブ（フロントキャリヤ付き）（一例）

①前車輪を前ホークのつめに入れてください。

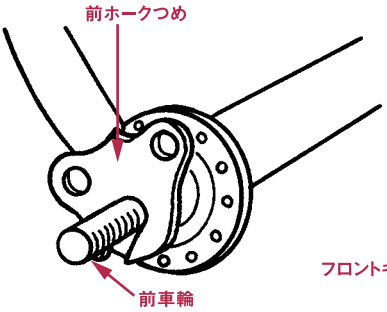

②その上から前車輪脱落防止金具の大きい穴を前車輪にはめ、小さい方の穴を前フォークつめのフロントキャリヤ取付穴に合わせてください。

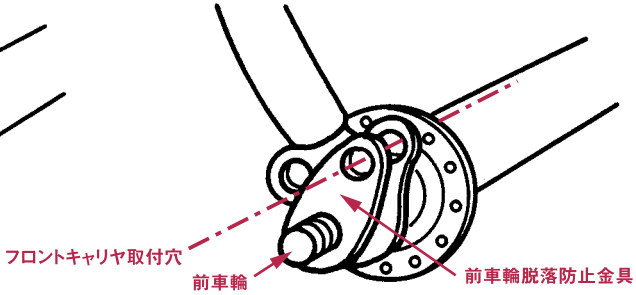

③フロントキャリヤ足の取付穴を前車輪脱落防止金具の小さい方の穴に合わせ前車輪脱落防止金具とフロントキャリヤ足を同時に六角ボルト（M5X10）でしっかりと締付けてください。

□**締付けトルク：3～4N・m（30～40kgf・cm）**

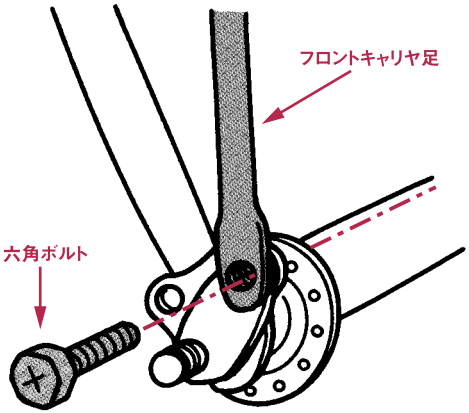

④最後に前車輪の中心線を前ホークの中心線に合わせながら、前車輪にナットをしっかりと締付けてください。

□**締付けトルク：18～40N・m（180～400kgf・cm）**

後車輪のハブ軸締付けトルクは

25～50N・m（250～500kgf・cm）

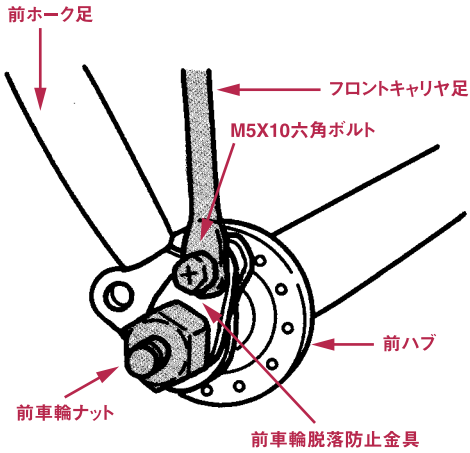

前車輪脱落防止金具を取外さないでください。

警告 **●万一車輪の固定がゆるんだとき、車輪が脱落し転倒して、ケガのおそれがあります。**

幼児用自転車の使用上の注意

注意

●お子様が幼児車をご使用になるときは、保護者の方が、取扱説明書を必ず読んで、正しい乗り方をよく指導してください。
●体に合わない自転車はご使用にならないでください。
●夜間の使用は禁止されています。ご注意ください。
●安全な場所で保護者が十分に練習させてからご使用ください。
●お子様がブレーキの操作が出来ることを確認してください。操作ができない時は、操作ができるまでご使用にならないでください。
●必ず保護者が付き添ってご使用ください。
●補助車輪が必要なときは、販売店に組付けを依頼してください。
●駐輪の際は自転車が自走しない平坦な場所に邪魔にならない様にしてください。

折りたたみ車の使用上の注意

注意

●折りたたみ車には、現品に取扱上の注意事項が貼付されておりますので、それをよく読んでからご使用ください。

前輪ロックに注意

警告

※前輪ロックとは、走行中に前車輪の回転が瞬間的に急停止することです。衝突と同じ位の衝撃があり、前のめりに頭から転倒し大事故につながります。前車輪がロックされる原因には以下のような場合が考えられます。

1.ハンドルにぶら下げたバック等が前車輪や前車輪と車体との間に入ったとき。
2.前カゴに入れたバンドや細長いヒモ状の物等が前車輪の間に入ったとき。
3.スピードを出していて**前ブレーキのみ**をかけたとき。→（13頁）
4.前子供乗せの子供の足が誤って車輪の間にはさまれたとき。
5.ダイナモランプを足先で蹴って倒すとき誤って足を車輪の間に突っこんだとき。又、そのダイナモを倒してダイナモが車輪の間に入ったとき。→（8頁）
6.スポーク切れやその他の原因で、リムが横振れしタイヤが車体に接触したとき。
7.衝突などで前ホークが曲がっていたり、ネジがゆるんでいたりして、ブレーキゴムがタイヤに当たったとき。〔ブレーキゴムの位置に注意〕
8.外部からの異物が車輪の間に入り込んだとき。
9.前車輪のネジがゆるんでいて車輪が傾いてタイヤが車体に接触したとき。

安全には充分注意して走行しましょう

8.お手入れと保管

日常のお手入れ

乾いた布やブラシで泥、土、ほこりを落としてください。

●汚れがひどいとき

水洗いし乾燥させた後、回転部や振動部に注油してください。
（ブレーキ制動面やタイヤは注油禁止）

●塗装部（フレームなど）

乾いた布でよく磨き、自動車用のワックスをかけ、乾いた布でふき取ってください。

●めっき部（ハブ、ディレーラ（変速機）メカなど）

乾いた布でよくふいたあと、「サビ止め油」か「マシン油」でふき、余分な油をふきとってください。

●さびやすい場所に置くとき

（浄化槽付近、海岸付近、湿気の多い場所など）お手入れの回数を多くしてください。

注意

シンナー等有機溶剤は使用しないでください。回転部分（ギア・車輪・チェーンなど）には手をはさまれないようにしてください。サドルにワックスをかけないでください。タイヤには絶対にワックスをかけないでください。タイヤにひび割れが生じます。

お知らせ

●軽合金リムは、ブレーキブロックとの接触により、汚れが付着する場合がありますが、性能には影響ありません。

日常の保管

●雨がかからない乾燥した場所に保管してください。雨がかかるところでは、サイクルカバー」のご使用をおすすめします。雨に濡れた場合は、すぐに雨水、汚れを拭き取ってください。
※長期保管後再使用される場合は、販売店で点検・整備のうえ、ご利用ください。（有料）

標準予備部品

●変形、破損等で部品を交換する時は純正部品と同じ部品を交換してください。
●特にタイヤ、チューブ、リム、ブレーキブロック等は寸法形状等に注意して交換してください。
●容易に交換出来ないものは販売店にご相談ください。

保管上の注意

●盗難防止のために必ずカギをかけて保管してください。
●自転車には住所、氏名等を記入しましょう。
●床の上に保管する場合、直に置かないでください。
床とタイヤが化学反応を起こし跡が残るおそれがあります。
●自転車を廃棄する時はお住まいの市町村で決められたルールに従って適切に処分してください。決して駅前などに放置しないでください。

警告

注油禁止箇所

注油禁止

この記号の箇所には絶対に「油」「グリス」をつけないでください。
●タイヤ、リム、ブレーキブロック、バンドブレーキライニング、ディスクブレーキ等には、絶対に注油しないでください。ブレーキが効かなくなります。

注油箇所

この記号の箇所に注油してください。（1〜2ヶ月に1回程度）
●ブレーキレバー（前後）のインナーワイヤー部分、チェーン、外装変速機、変速レバーのケーブルの内側等には定期的に注油してください。

※自転車の図は代表例です。
※フレームヘッド回転部、ギヤクランク回転部ハンガ、ハブ、ペダルなどの回転部にはグリスが詰まっていますので注油は不要です。回転に異常を感じた場合はグリスアップを行ってください。

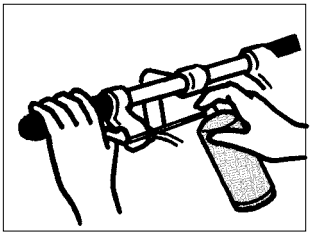

■ブレーキレバー（前・後）
ワイヤの可動部に注油

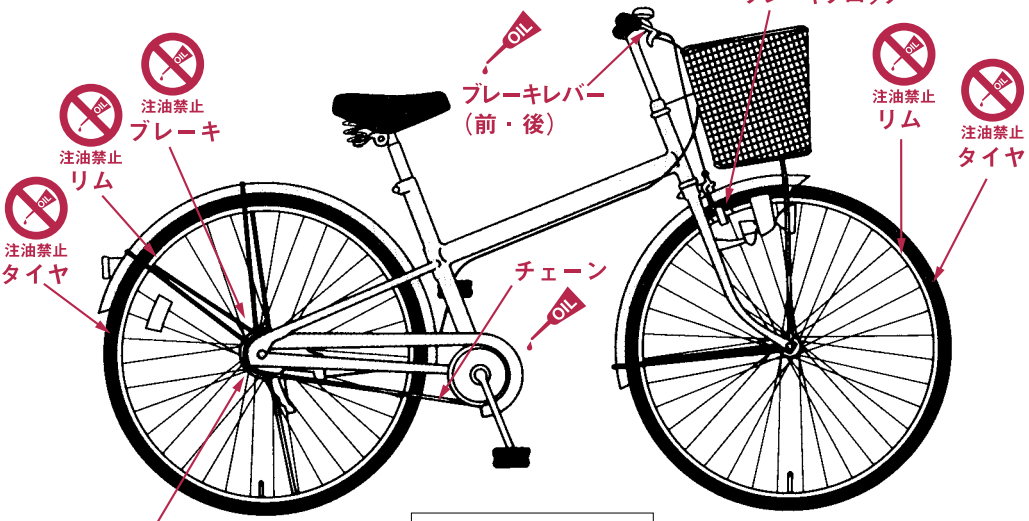

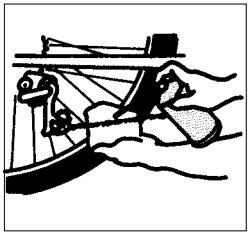

■後ろハブ
内部にグリスが詰まってますので注油は不要です。
※グリスが流れ出ますので、注油はしないでください。

■チェーン
クランクを回しながら注油
※チェーンには油を付けすぎないでください。付けすぎた油は拭き取ってください。
（埃が付き寿命が短くなります）

9.交通ルール

【交通ルールを守りましょう】

自転車の正しい乗り方

●自転車は車道通行が原則。
●自転車は道路の左端に寄って通行しなければならない。
●発進するときは、見通しのきく道路の左側で、後方と前方の安全を確かめる。
●左折右折するときは、早めに合図する。
●停止するときは、安全を確かめて停止の合図を行い、道路の左側に沿って停止し、左側に降りる。
●歩行者の通行を妨げない。
●子供、身体の不自由な人が歩いているときは、一時停止か、十分速度を落とす。
●車道を通るときは、車道の左側に沿って通行する。
●自転車は路側帯を通ることができますが、歩行者の通行に大きな妨げになるところや、白二本線の標示のあるところは通れません。
●自転車歩道通行可の標識のある歩道は、運転者が児童・幼児等の場合、車道・交通状況からやむを得ない場合、つぎの方法により通行することができます。
1.歩道の車道寄りの部分を徐行する。
2.歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は、一時停止する。
●自転車道のあるところでは、自転車道を通る。
●道路を横断するときは、近くに自転車横断帯があれば、自転車横断帯を通る。自転車横断帯がなく近くに横断歩道があるときは、自転車を押して横断歩道をわたる。
●自転車も飲酒運転は禁止。
●二人乗りは禁止。(6歳未満の子供を1人乗せる場合を除く)
●「並進可」標識のある場所以外では、並進禁止。
●夜間は、前照灯及び尾灯(又は反射器材)をつける。

おもな道路標識

一時停止

自転車通行止め

自転車および歩行者専用

自転車専用

横断歩道

踏切あり

自転車横断帯
(路面標識)

歩行者専用道路

合図の仕方

停止

左折

右折

一時停止

●次のような場所では必ず一度停止して安全を確認してから進行しましょう。

◇踏切や横断歩道。

◇狭い道路から広い道路にでるとき。

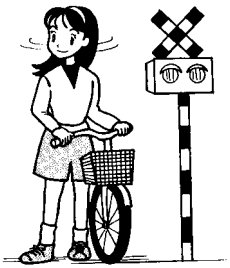

交差点は

●交差点では、右折、左折とも30メートルくらい手前から合図をだしましょう。
（合図の仕方は34頁参照）

●信号機のない交差点を曲がるときは周囲に注意を払い、合図をだしながら左側に寄った形で交差点に進入します。右折は大回り、左折は小回りして曲がります。

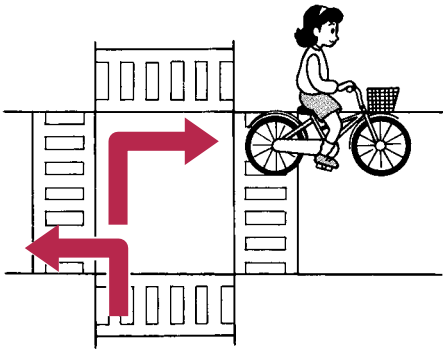

その他注意事項

●片手、手離し運転はやめましょう。又、傘をさしての運転・走行中携帯電話の使用は危険です。

バランスを崩して事故やケガをするおそれがあります。

●幼児を乗せる時には車輪に幼児の手や足が巻き込まれないように充分注意しましょう。手や足が車輪にはさまれてケガをするおそれがあります。

お子様にはヘルメットをかぶらせてください。ヘルメットは［JIS T8134（自転車用ヘルメット）と同等以上の性能を持つヘルメット］を必ず着用させてください。

〈自転車を駐輪するときの注意〉

注意

●自転車は絶対に放置しないでください。
●駐輪禁止の場所には駐輪できません。
●歩道に駐輪するときは、歩行者の迷惑にならない様に駐輪してください。
●駐輪の際は必ずスタンドをロックしてカギをかけてください。自転車の転倒及び盗難防止になります。
●駐輪の際は必ず平坦な場所を選んで駐輪してください。

10.保証規程

■保証期間と範囲

保証期間はお買上げ日より1年間です。この期間に、使用者が「取扱説明書」に従って使用され、万一品質上に支障が生じたときは、本品質保証書の記載内容によりお買い上げの販売店で無料修理（以下保証修理という）を行います。（なお保証修理は補修または部品交換によって行い交換した部品は当店の所有となります。）修理に関して出張修理の依頼を受けたときは、出張費を請求する場合がありますので、ご了承ください。

この品質保証書は、本書に明示した期間、条件に基づき保証修理をお約束するものであり、お客さまの法律上の権利を制限するものではありません。

■保証サービス発効について

この保証は、お買上げいただきました販売店の店名、住所、電話番号などを記入捺印することで有効となります。

〈保証できない部品〉

次に示す部品の交換、修理は1年以内でも使用者負担となります。

バスケット、バック、ドレスガード等の付属品、ワイヤー類、コード類、ダイナモゴムローラー、乾電池、電装品、電球、レンズその他の摩耗部品、及び疲労部品。

〈保証適用除外事項〉

次に示すものに起因する故障は、保証修理の対象となりません。

(使用者負担)

(1) 使用者の使用上の不注意によるもの。
(2) 衝突、転倒、道路の縁石等に乗り上げたり溝等に落ちて生じたもの。
(3) 法令の違反行為によって生じたもの。（最大積載量オーバー、2人乗り等）
(4) 保守、整備の不備により生じたもの。
(5) 当店が指定する定期点検調整を実施しなかった場合。
(6) 使用者が構造、機能を改造または変更した為に生じたもの。
(7) レンタルサイクルなど不特定多数の人が使用した場合。
(8) 地震、落雷、火災、水害、公害、その他人災、天災、地変によって生じたもの。
(9) 使用目的以外の酷使または、一般に自転車が走行しない場所での走行（道のない山岳ツーリング、道のない土手の傾斜面等）により生じたもの。
(10) 手入れ不十分、保管場所の不備及び時の経過により生じた塗装面、メッキ面、その他これに類するさびや腐食等の支障及びプラスチック部品等の自然退色。
(11) 部品の通常の摩耗または疲労によるもの〈以下の通り〉。

●転倒、衝突によってフレーム（車体）の変形や亀裂が生じたもの。
●タイヤ、チューブの摩耗又は疲労によるもの。
●クギ、ビン、ガラス、切削くず、鋭利な石ころ等で生じたパンク。
●スポークを不都合な障害物によって曲げたり切ったりしたもの。

●ブレーキワイヤー、変速ワイヤー類の疲労によるもの。
●ブレーキブロック、バンドブレーキライニング、パット類の摩耗したもの。
●小ネジ及びナット類の紛失。
●サドルを転倒及び人災によって切られたり傷つけられたりしたもの。
●ペダル、前後ハブ等の回転部に一般に機能上の影響のない音、振動が生じたもの。
●使用後チェーンがはずれたり変速機が不正確な作動をするもの。
●チェーンケース及びドロヨケ等に転倒、衝突によって、傷、変形、又は異質音が生じたもの。
(12)本品質保証書に示す条件以外の費用等。

■保証修理を受ける為の条件及び手続

保証修理を受けるためには次のことがらをご了承願います。

(1) 保証修理を受ける場合、品質保証書と自転車をご持参ください。なお本書の提示がないと保証修理は受けられません。
(2) 本品質保証書は、字句等を書き換えた場合無効となります。
(3) この品質保証書は、日本国内で、使用される白転車で車体番号の刻印があるものに適用されます。海外に持参する場合はその時点で無効となります。
(4) 保証修理に関するお問い合せは、お買上げの販売店にご相談ください。

〈判定基準について〉

お買上げいただいた自転車に生じた故障などが、製造上によるものか取扱い上の不注意によるものか、判断が困難な場合は、第三者専門検査機関の判定による場合があります。

〈部品の保有期間〉

保証期間経過後でも、性能を維持するための補修機能部品はお買上げ店又は製造業者で保有しております。ただし新型が売り出された場合は（製造打切り後5年間）新型での保有となりますのでご注意ください。

自転車は点検・整備状況によっては、怪我や事故につながる恐れがあります。安全にご使用いただくために、必ず定期的に点検・整備を実施してください。
※定期点検を実施しなかった場合、保証修理が受けられない場合があります。

定 期 点 検

警告

お買上げの自転車は、厳重な検査のうえ出荷されますが、購入後1ケ月～2ケ月ぐらいはネジ類のゆるみなどが生じる場合がありますので、必ず定期点検を実施してください。点検をおこたったり、修理や調整が定期的にまたは必要に応じて行なわれない場合、乗り手や他の人のけがにつながることがあります。また、1年毎及び異常を感じた場合は、必ず点検を実施してください。異常があった場合は、販売店にお持ちください。 尚、点検の為の出張は致しかねますのでご了承ください。

書き方⇨ A：異常なし　B：調整・注油　C：修理　D：取替え　E：掃除その他

点　検　項　目		2ケ月	6ケ月	1　年	
	実施日	／	／	／	／
ハンドルの取り付け、回転、ガタつき（点検、調整方法、P14、20、21参照）					
サドルの位置の固定及び損傷　（点検、調整方法、P14、18、19、20参照）					
ブレーキ各部の取り付けと作動　（点検、調整方法、P14、15、21、22参照）					
ブレーキのきき具合とワイヤー、ブレーキブロックなど各部の摩耗（点検、調整方法、P14、15、21、22参照）					
ベル又はブザーの取り付けと鳴り具合　（点検、調整方法、P14、16参照）					
ライト・ダイナモの取り付けと機能　（点検、調整方法、P16、23参照）					
リフレクタ（反射器）の取り付けと機能　（点検、調整方法、P14、16参照）					
チェーンの張りと機能　（点検、調整方法、P14、16参照）					
車輪の固定、脱落防止金具の固定、振れ、ガタ・回転、キズ・摩耗、空気圧（点検、調整方法、P14、15、25、29参照）					
変速機の取り付けと作動　（点検、調整方法、P14、16参照）					
各部のネジのゆるみ　（点検、調整方法、P14、16参照）					

強制　ぶつけたり転倒した場合は、そのまま使用せずに必ず点検を実施してください。

強制　乗車前の点検、日常の点検をかかさずに実施してください。
異常があった場合は、販売店にお持ちください。

定期点検	2ケ月点検	6ケ月点検	1　年	
実施日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
実施者名				
備　考				